

自然公園に関する申請・届出

○自然公園

自然の保護と適正な利用を図るため、自然公園法及び岡山県立自然公園条例により、国立・国定公園、県立自然公園が指定されています。岡山市内において、国立公園は瀬戸内海国立公園の1地域、県立自然公園は吉備清流県立自然公園、吉備史跡県立自然公園、吉備路風土記の丘県立自然公園、吉井川中流域立自然公園の4地域がそれぞれ指定されています。こうした自然公園は、自然の風景地の保護に資するとともに、自然系環境学習や野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしています。

○自然公園内の行為規制について

自然公園の保護の適正化を図るため、特別地域内での行為を原則禁止とし、一定の行為については事前の許可制にするとともに、普通地域での特定の行為に対しては事前の届出義務を課しています。

許可申請や届出に当たっては、事前に環境保全課までご相談下さい。

なお、行為によっては、別途、他法令に基づく申請・届出等が必要となる場合もあります。

例えば、森林法（保安林の伐採など）、文化財保護法（文化財・天然記念物等の現状変更など）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（希少野生動植物種の捕獲など）等の規制を受ける場合がありますので、各法令の担当部署へご相談ください。

○国立公園の申請・届出要件

申請又は届出が必要な行為、申請内容などについては、所管の中国四国地方環境事務所又は岡山県備前県民局森林企画課にお問い合わせいただき、事前相談を行ってください。（行為の内容によって権限が異なります。）

○県立自然公園の申請・届出要件

行為の内容	特別地域 (条例第 19 条第 3 項)	普通地域 (条例 21 条第 1 項)
工作物の新築、改築、増築	許 可	届 出 ※備考 3
木竹の伐採	許 可	—
鉱物の掘採、土石の採取	許 可	届 出
河川、湖沼等の水位又は水量の増減 (普通地域については特別地域へ影響する場合のみ)	許 可	届 出
広告物等の掲出、設置、工作物等への表示	許 可	届 出
屋外における土石、廃棄物等の集積、貯蔵	許 可	—
水面の埋め立て、干拓	許 可	届 出
土地の開墾、土地の形状変更	許 可	届 出
屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更	許 可	—

備考

- 1 条文に規定がある行為であっても、現在指定がないものについては掲載していません。
- 2 表に該当する行為であっても、以下については適用除外となります。
 - (1) 特別地域において非常災害のために必要な応急措置とした行為（ただし行為日から 14 日以内に届出が必要）（条例第 19 条第 6 項）
 - (2) 普通地域において非常災害のために必要な応急措置とした行為（条例第 21 条第 7 項第 6 号）
 - (3) 公園事業の執行として行う行為（条例第 19 条第 7 項第 1 号、第 21 条第 7 項第 1 号）
 - (4) 認定生態系維持回復事業等として行う行為（条例第 19 条第 7 項第 2 号、第 21 条第 7 項第 2 号）
 - (5) 通常の管理行為、経緯な行為等として規則で定めるもの（条例第 19 条第 7 項第 4 号、第 21 条第 7 項第 4 号、規則第 15 条、18 条）
 - (6) 特別地域において岡山県立森林公園条例に基づき許可を受けている木竹の伐採、植物の採取、土地の形状変更、土石の採取、広告物の掲出、動物の捕獲等（条例第 19 条第 8 項）
- 3 普通地域における工作物の新築等について届出が必要となるのは、下表の規模を超える場合のみ（改築、増築後の規模も含む）（条例第 21 条第 1 項第 1 号、規則第 17 条）

建築物	高さ 13m 又は延べ面積 1,000m ²
送水管	長さ 70m
鉄塔	高さ 30m（避雷針含む）
船舶の係留施設	長さ 50m
ダム	高さ 20m
鋼索鉄道	延長 70m
索道	傾斜亘長 600m 又は起点と終点との高低差 200m
別荘地の用に供する道路	幅員 2m
遊戯施設（建築物を除く）	高さ 13m 又は水平投影面積 1,000m ²

- 4 太陽光発電施設については、建築物又は遊戯施設の基準を準用します。
- 5 届出は着工の 30 日前までにご提出ください。

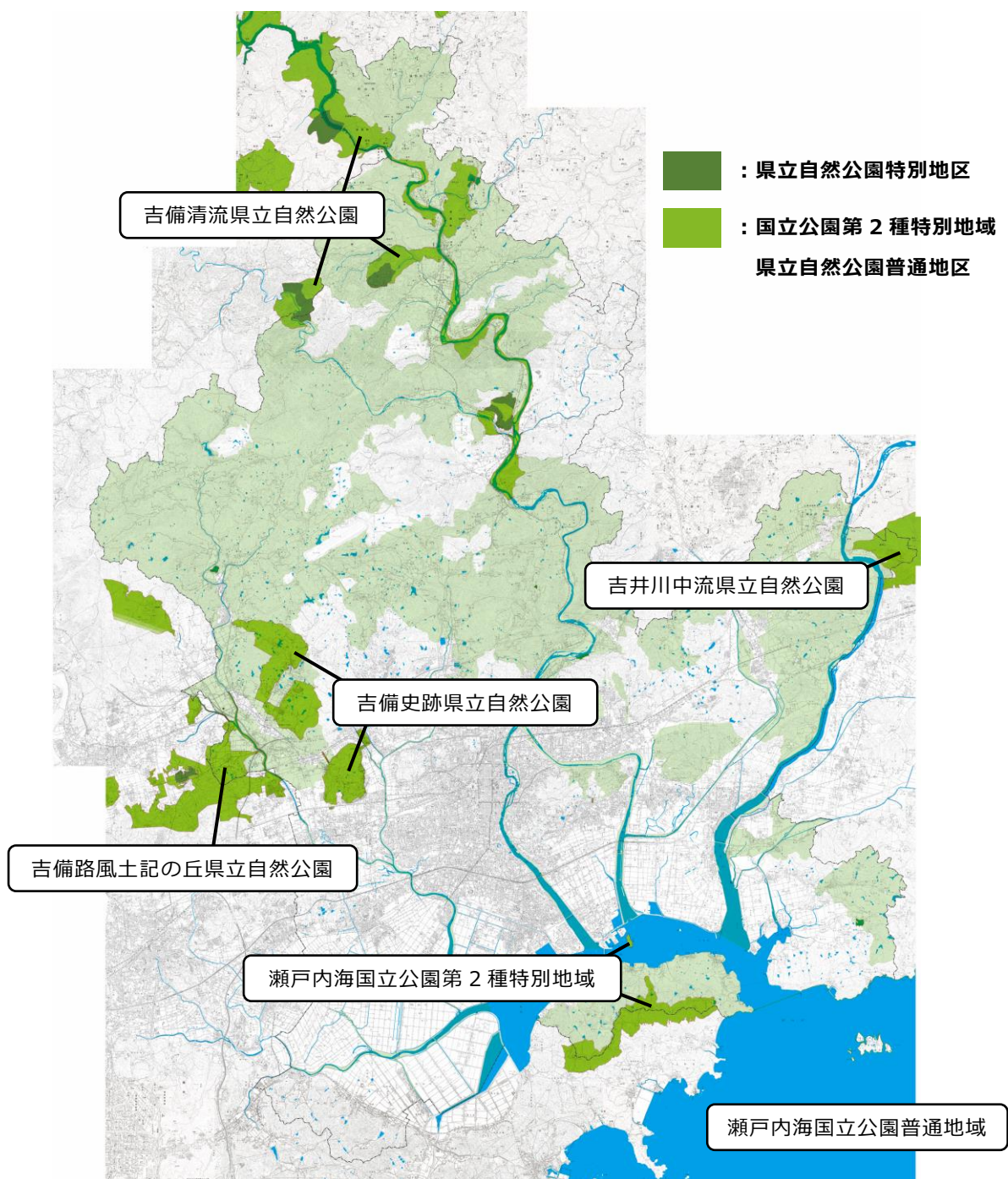
○指定地域

自然公園法、岡山県立自然公園条例に基づき指定されています。
指定地域は、下記サイトで公開されています。

－岡山市地図情報サイト－

<http://www.gis.pref.okayama.jp/okayamacity/Portal>

(掲載マップ一覧から 環境 > 岡山市環境影響評価条例に基づく地域区分図 を選択ください。)



※イメージ図です。詳細は岡山市地図情報に掲載しています。

○提出書類（県立自然公園）

- ・ 各申請書、届出書様式（下記サイトからダウンロード可）
- ・ 位置図、平面図、立面図、断面図
- ・ 構造図、意匠配色図、写真
- ・ 行為地・付近の状況・施行方法の表示に必要な図面

－自然公園－

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000027761.html>

○審査基準（県立自然公園）

- ・ 特別地域における許可行為
「岡山県立自然公園特別地域内における各種行為に関する審査指針」(昭和 55 年 9 月 11 日自保第 275 号岡山県環境部長通知) による
- ・ 普通地域における届出行為
「国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準」(平成元年 12 月 28 日自保第 878 号岡山県環境保健部長通知) による

Information

『岡山市生物多様性地域戦略』

この戦略は、生物多様性の重要性に関する地域全体の理解を高め、市民や事業者、行政が互いに取り組むべき課題・目標を共有し、連携を強化することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定したものです。

計画期間 2016 年から 2025 年まで

U R L <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015918.html>



岡山市環境局環境部環境保全課自然保護係

住 所： 〒700-8554 岡山市北区大供一丁目 2-3（市役所分庁舎 6 階）

電 話： 086-803-1284

ファクス： 086-803-1887

メー ル： kankyuhozen@city.okayama.lg.jp

U R L： <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000027466.html>